

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成28年2月29日午後2時00分から午後3時45分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

参加者等

裁判員経験者1番 男性 29歳 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 男性 67歳 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 女性 39歳 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 女性 54歳 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 男性 75歳 (以下「5番」と略記)

司会者 北 村 和 (部総括裁判官)

裁判官 佐 藤 弘 規

検察官 稲 葉 映 莉 子

弁護士 伊 藤 し の ぶ

司会者

本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。水戸地方裁判所にはA合議体とB合議体の二つの合議体がありますが、私はA合議体の裁判長をしております北村と申します。本日は、私が司会をさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日は、あらかじめ御案内してありますとおり、最初の1時間半ほどお話を伺った後、マスコミの方からの質問を受けていただくことを予定しております。今日の意見交換会では、裁判員裁判における審理が裁判員の皆さんにとって分かりやすいものになっているのか、あるいは、より分かりやすいものにするためにはどのような改善が必要なのかということを中心に、実際に裁判員を経験された方々から裁判員裁判というものに参加して感じられた事柄についてお伺いしたいという趣旨で集まっていただきました。さかのぼりますと、裁判員制度が始まりまして既に6年が経ちました。皆様の御協力のおかげでおおむね順調に運用されていると認識していますが、今後もこの制度を長続きさせるためには、常

に見直すべき点を見直して、よりよいものに変えていかなければならないと考えております。今回、実際に経験された皆様の方々から率直な意見と感想をお伺いすることが、今後の制度の運用改善についても非常に重要であると考えております。また、これまで裁判員候補者となっていない県民の皆様もいらっしゃいますが、その方からすると裁判員制度って時々聞くんだけど、一体どういう制度なのか、よく分からない。分からないから、余り参加したくないなと思っていらっしゃる方も結構いらっしゃるんじゃないか、当たったら自分はやっていけるんだろうかという心配をされている方もいらっしゃるんじゃないかと思っております。そのような県民の皆様に、実際に皆様が経験された率直な感想とか御意見をお伝えすることが、これから参加される方の不安をより少なくすることに役立つのではないかと思っております。このような趣旨で、本日の機会を設けさせていただきました。それでは早速ですが、まず法曹三者の方から自己紹介をさせていただいて、その後で、お配りしております話題事項にしたがって、1番の「裁判員を経験されての大まかな感想」というところから、自己紹介を含めてお一人ずつマイクでお話しいただければと思っております。本日は検察庁と弁護士会の方から1名ずつ列席いただいております。では、検察官からよろしく申し上げます。

検察官

検察官の稲葉と申します。昨年の4月に水戸に異動してきまして、主に裁判を担当しております。この座談会には、これまでに2回ほど出席させていただいておりまして、毎回、裁判員を経験された方の率直な御意見を伺うことができ、非常に勉強になっております。本日は、裁判員を経験された皆様の御意見をお聞きしまして、今後の立証活動に生かしていこうと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

弁護士会の伊藤弁護士、お願いします。

弁護士

弁護士伊藤しのぶと申します。よろしく申し上げます。裁判員が始まって6年になりますけれども、私は、これまでに5件ほど裁判員裁判を担当しました。1件担当して、1年空いてというような形で、1件1件ごとの時間がどうしても空いてしまうものですから、裁判員裁判というのは日々変化していくこともあって、担当するごとに、常に勉強していかなければいけないなということを感じております。弁護人にはどうしても分かりやすさという面でいきますと、被告人の主張をどう分かりやすく伝えるかということで、担当するごとにいつも悩みながら担当しております。この意見交換会には私自身初めて参加しますので、きょう経験された皆様からのお話を伺って、今後の弁護活動に生かしていければいいなと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

司会者

裁判所の方からです。

裁判官

水戸地裁の裁判官の佐藤と申します。先ほど紹介がありましたけれども、AとBという二つの裁判体のうちのBの合議体の裁判長を務めております。水戸に来てもうすぐ40件ぐらい裁判員裁判を担当することになりますけど、今回、参加いただいた中では1番さんから3番さんまでの方と一緒に裁判させていただきました。先ほど少しお話をさせていただいたんですけども、前のことが思い出されて非常に懐かしい気持ちでいっぱいになりました。その節は、どうもありがとうございました。今回は、A合議体の裁判員の方を含めて、殺人あるいは犯行によって被害者の方が亡くなったり、けがをされたなどという事件を担当したとお聞きしていますので、ぜひそのあたり何か難しいところがあったかとか、忌憚のない御意見をいただきたいと思っていますので、よろしく申し上げます。特に、私がいるからといって遠慮しないで、ぜひ言っていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

今の遠慮しない点というのは検察庁と弁護士会に対しても同じですので、実際経験されたA合議体の方では、稲葉検事が立ち会われたんですけども、褒めるばかりではなくて、こうしたほうがいいと、改善したほうがいい点も含めて検察庁と弁護士会、もちろん、裁判所に対しても御意見をいただければと思っております。それでは、実際の話題事項のほうに移らせていただきます。大きく分けまして、まず、裁判員を経験されての大まかな感想をうかがい、次に法廷での審理についての御意見や評議、評議室の中での雰囲気とか感想、そして、お仕事を持たれている方、御家族の御事情がある方いらっしゃると思いますが、裁判員を実際におやりになられた際の負担についての御意見をお伺いして、最後に、これから裁判員をおやりになられる方に対して、皆様方からのメッセージをいただければと思っております。では、話題事項の1番から、自己紹介を兼ねて感想をお話しただければと思いますが、まず、1番さんの事件は自動車内で女性の被害者の首を絞めて死亡させた殺人事件とお伺いしております。実際に御担当されての全体的な感想あるいは経験後、何か生活や考え方に変化があったかどうかも含めて、1番さん、いかがでしょうか。

1番

殺人というとニュースとかで見るものなんですが、そもそも実際に裁判というのを見たこともありませんし、どういった流れとかいうような、殺人という言葉だけは知っていても中身については全く知らなかったんですが、今回、裁判員裁判ということで、裁判員として参加させていただきまして、殺人ということがなぜ起こってしまうのか、そういった人の気持ちであったり、そういった単に殺人という一言で終わってしまうのではなくて、殺人に至ってしまうまでの過程を知ることができて本当に、言い方は悪いですが、よかったというのが率直な感想です。あとは、経験後なんですが、もちろんニュースとかでそういった認識のほうも変わりましたので、なぜ起こってしまったのかというのをちょっと考えたりとかはするようになりました。

司会者

ありがとうございます。では、引き続いて2番さんの事件は、罪名としては危険運転致死ということで、その中でもアルコール、飲酒の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させて、60歳の被害者の方が運転するバイクに衝突させて亡くならせてしまったという事件でした。実際に担当されていかがだったでしょうか。

2番

一番参加させていただいて感じたことというのは、検察官の方あるいは警察関係者が、交通事故、特に死亡事故だということもあるのかもしれませんが、相当、細かく計算を含めていろいろとやられた上で立件しているということをしみじみ思い知らされたといえますか、ただ単に殺しちゃったから、この野郎という形での裁判ではないとしみじみ分かりました。あとは、交通事故であるとか、先ほど1番の方がおっしゃった殺人事件であるとかいろんな内容がありますけども、いずれにしても人を殺せるという神経、そこに至る経過というのが幾ら考えても分からない。それは裁判のいろんな被疑者の話を聞いても、あるいは弁護人の話を聞いても、あるいは御指摘いただいた検察官の話を聞いても、実感としては、そんなものかなという程度であって、現実問題として、なぜ人を殺すんだろうな、人を殺せるんだろうなということは、いまだにぴんとこない、そういうことを感じた次第です。

司会者

ありがとうございます。3番さんに移らせていただきます。今回、たまたま3番さんの事件と4番さんの事件というのは、罪名としては強盗致傷ということで、若干似たところがありますが、それぞれ経験されている事件が違いますので、まずは3番さんの事件はどういう事件だったかというところ、スーパーマーケットで食料品を盗んで、自動車で被告人が逃げようとしたところ、追いかけてきた62歳の警備員の方に自動車のハンドルをつかまれてしまい、その状態で被告人が自動車を急発進させたため、被害者の方の体を引きずって転倒させてしまい、けがを負わせてしまったという事件とお伺いしております。担当されて、3番さん、いかがでしょうか。

3番

正直なところ、選ばれた際に殺人事件ではないということを聞いて安心しました。でも、実際に、いろいろ詳しく話を聞いてみると、根が深いというか、この方は何回も繰り返していた過去があって、今回の強盗致傷に至ったというところで、じゃ、この事件だけ見てしまえばこんな感じだけど、でも、前のこととか、この後のことを考えるとどうなんだろうというところがものすごく難しく、こういうことをふだん裁判官の方がいろいろやらなければいけないことなんだなということを知れたのが一番経験になりました。あとは、評議の中で実際に自分の意見を言えて、それに対していろいろな意見を聞いたことがすごくいい経験になりました。

司会者

ありがとうございました。では、引き続きまして4番さんですね。4番さんの事件も前置きがあって、今回の事件は強盗致傷だけではなくて、下着窃盗2件というのも一緒に審理をいたしました。下着窃盗2件とその後で、また別のベランダに干してあった下着を被告人が盗んで自動車で逃げようとしたところ、女性の被害者の方が追いかけてきて、車にしがみつくなどしたために車を発進させてしまったと。しばらく走行して、被害者の方が手を放してしまっ、地面に転倒してしまい、けがになったということで、罪名としては強盗致傷ということでした。ほかの事件は、1番さん、2番さん、3番さん、5番さんの事件は、争いがほとんどない事件だったんですが、4番さんの事件は罪名自体が少し争いがあるような事件でした。担当されていかがだったでしょうか。

4番

やはり、私も最初、この裁判員の通知が来たときにすごく憂鬱だったんです。できればやりたくない、本当に正直にそう思ってここに来て、でも選ばれてしまった、まな板の上の鯉のような状態で前に行くしかない感じで参加しました。でも、自分は参加してよかった、終わって、すごくよかったと思っています。すごく見識が広がりました。アンテナが高くなったということと、これを経験したことで裁判とか

そういうニュースとかもそうですし、新聞とかに、目が行く、耳が行くようになりました。それが自分にとっては、すごくメリットだったと思うし、また、裁判官とか検察官、弁護人の役割というのが実際どういうものかというのを具体的に裁判員を経験して知ることができました。それがすごく自分にとってはよかった点です。

司会者

ありがとうございました。最後の5番さんの事件、この事件は、被害者に包丁を突きつけて自動車内に連れ込んで、現金を要求したんだけど、所持金が少なかったんで、強盗というのはやめた。次いで強姦しようとして、わいせつなことをしたけども、姦淫自体は拒絶されたために犯行を中止したので、罪名としては強盗強姦未遂の事件でした。この事件は他の事件とどこが違うかという、審理の中の話にも少し出てくるんですが、被害者のお名前、このお名前が法廷では全く明らかにしなかったという特殊な事件だったと思います。そのあたり何か印象に残っているかどうかも含めて後でお伺いしますけども、実際この事件を担当されて5番さん、いかがだったでしょうか。

5番

私は、70歳、高齢者ということで代表で選任されたと思っています。通知が来た際に拒絶することはできたんですけども、市民の義務として臨んでいこうと思っていました。それで、実際、裁判員を経験して、思った以上に自由闊達な意見交換ができた、それなりに十分審議が尽くされたと思って、大変よかったと思っています。

司会者

ありがとうございます。それでは、2番目の話題であります法廷での審理に関する感想、意見のところに移らせていただきます。3つ項目はありますが、印象に残ったところと分かりにくかった点、多分重なる点はあるかと思いますが、特に区別されなくても結構ですし、区別してお話しいただいても結構です。1番さん、少しずつ事件の内容を思い出しながら印象に残ったところ、殺人事件だったという

ことですが、登場人物として夫婦が三組出てくるような割と珍しいような事件で、人物相関図みたいなのも出てきたようですね。その辺りだったりとか、いろんな人間模様があったかと思いますが、印象に残った点とか審理の中で、ここが分かりづらかったなというところなど、本当に遠慮されなくて結構ですので、お話しただけですでしょうか。

1 番

三組の夫婦が出てきまして、それぞれが不倫という、一人の女性をめぐるつながっていくわけだったんですけど、ただそれぞれがどの点でどのように結びついてきたのかというのが、お話の中では点と点を結んで線になってくるんですけど、それがちょっと評議とかするときには混同しちゃったり、分かりにくかったかなというところがありました。印象に残った点といいますと、やはり、一人の女性をめぐる、こういった殺人にまで発展してしまうんだなというのが率直な感想です。

司会者

実際の法廷の中に入っているときに証拠が出てきて、最後に検察官、弁護人が論告弁論という形で締めくくりをされるかと思いますが、その段階で何となくきちんと事件像というものが頭に入ってきたのか、やっぱり評議室の中で整理しながらじゃないと残らなかったのか、その辺、何か覚えていらっしゃるでしょうか。

1 番

法廷の中で図で示されるんですけど、示されたものを整理するのに、評議室の中で、落ちついたところで整理をしないと、三組の男女と、それぞれがどういったことをやっているというのが、本当にあっちこちで、時系列もばらばらでしたので、法廷の中でお話聞きながらだと頭の整理がつかないような状況でした。

司会者

では、2番さんにお話しただきたいんですけど、2番さんの事件だと特徴的なところは、他の事件と違って被害者参加弁護士というのがいらっしゃると思います。被害者参加の形で弁護士がいろんな活動をされて、弁護士としても求刑をされ

た事件だったんですかね。それがちょっと珍しいのかなと思いますし、あとは、お酒を飲んでの事件なのに、被告人が法廷で飲酒運転をやめられるかどうかについて発言したところがあったかと思いますが、その辺、何か覚えていらっしゃるって印象的なことか、あるいは弁護士の活動で、ここが分かりづらかったなというのが、もし思い出せるのであれば、お話しいただけますでしょうか。

2番

現実問題といたしまして、飲酒運転そのものというのは意図的に事故を起こさないまでも、アルコールを飲めば、当然事故を起こすだろうと、最悪の場合、人を殺しちゃおうだろう、そういう予測の上に立った犯行といたしますか、事故ですから、そういう意味で酔っぱらい運転なんていうのは、厳罰にしないとまずいんじゃないのと思っていましたが、過去の判例などをもろもろ見せていただきまして、こんなものかなと思ったわけなんです。ただ先ほども言いましたように、交通事故の裁判の経過の中で非常に事細かに寸法あるいは力、そういった距離関係のもの、いろいろなものを相当きちんとまとめた上で証拠として表示されて、検察官の方なんかもいろいろ説明されているということを見まして、単純に殺しちゃったから、この野郎というような感じではないと、ここまでやっているんだとしみじみ感じさせていただきました。ただ、繰り返してみたいになりますが、やっぱり私もサスペンスドラマをよく見ているんですが、未必の故意とかいろいろな言葉がありますけど、裁判員裁判の中でのいわゆる裁判用語といたしますか、そういったものについての難しさというのは、案外平易な言葉で説明していただいているなど、これは裁判長をはじめ検察官の方、弁護人の方、いろいろと一般素人の我々に分かりやすい言葉、日常の言葉で、かなり丁寧に説明していただいたなという感じを持ちました。

司会者

他の方の事件では弁護人が冒頭陳述とか論告弁論をされるときにスライドみたいなものを使って分かりやすく説明している場面があったんですが、2番さんの事件では弁護人がどういう感じだったか覚えていらっしゃいますか。

2番

実際にはあくまでも一方的な事件ですから、そういった意味では、丁々発止のやりとりという形ではなかったような記憶があるんですけども、ただ、経過説明の中で、検察官の方が画面に出していただいた、そういった事故現場の状況であるとか、そういったものをここまで細かくやる、大変な仕事だなと感心して見ていたというのが本音です。気分的には、先ほどどなたか言っていましたけども、殺人事件じゃなくてよかったなというのは最後に強く感じました。

司会者

ありがとうございました。3番さんにお話伺いたいと思いますけども、分かりにくいと感じたところか率直にお話しいただきたいと思いますし、3番さん自身が裁判員裁判についてかなり関心が高くて、注意深く経験されたかと思いますが、その辺を踏まえて検察官と弁護人のここが分かりにくかったというところがあればお話しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

3番

特に、分かりにくいということはなかったのですが、そのとき担当された検察官がちょっと早口の上、小声だったので聞こえにくかった。特に、文字になっていないものだとちょっと何を言っているのかが分からなかったというところがありました。あと、ドラマとか見ていると、弁護人と被告人は、結託しているのかなという印象があったんですけども、私が担当した事件では、多分、それは言わなくていいよということを被告人がしゃべったせいなのか、弁護人のほうが「ああっ。」みたいな感じの顔を何回かしていらしたところが、意思疎通がないまま進むこともあるんだなと思って、そこがリアルでした。あと、印象に残ったというか、疑問なのが、被告人には証人がいるのに、被害者の方には証人がいないのはなぜなんだろうなって。例えば、被告人側の証人は旦那様だったんですけども、旦那様が「私がこうだったから、妻がこうなって。」みたいなことをおっしゃられていましたけど、これが逆に被害者の方の御家族とかで、被害者の方がすごく動きづらそうにしてい

たとか、痛がる姿が見ていられなかったとかということが出てきたら、また心証にもかかわってくると思うのに、どうしてそういう発言がないのかなというのは終始疑問でした。

司会者

この事件は、被害者の方は証人では出てこなかったんですか。

3番

被害者本人は来られたんですけど、被害者の方の家族とかでの証人がいなかったから、その言葉があればまた違ったのかなって。

司会者

他に弁護士、検察官の活動自体についてここを直したほうがいいんじゃないかと、何か思い出せるところとかありますか。

3番

特に、この裁判のときは検察官も弁護士も分かりやすく、問題はなかったと思います。

司会者

事後的なアンケートがあるんですけども、その中で弁護士が何かリードし過ぎたりとか、同じことを何度も繰り返し言っていたことが気になったというお話もあったかと思うんですけど、そのように感じられましたか。

3番

はい。書いたままのことをとにかく何回もしゃべる。タイトルがあって、タイトルというか、何をした、こういうことがあってというのをすごく繰り返して、スクリーンとかにも映し出されているし、資料としても配られていて見えているのに、それをまた、さらに、繰り返し読むことをやっていたので、もうちょっと、時間短縮できるんじゃないかなとは思いました。

司会者

ありがとうございます。では、4番さん、同じように印象に残った点、検察官、

弁護人の活動として分かりにくかった点、もし覚えていらっしゃったらお願いいたします。

4番

検察官が車で多分実験とかをされたものが資料として出されていたんですけども、実際、被告人が乗っていた車と随分、車の形とかが違ったもので実験がされていたという印象があって、車の大きさとか形とか、もっと、被告人のものに近いものを使って、立証してもらったほうが分かりやすかった、自分たちとしても納得できたのかなというのが、今、覚えているところです。あと、弁護人の冒頭陳述のところで、私たちのときにはペーパーが何にもなくて、口頭での説明だったと思うんです。最初に、箇条書きでも何でもいいですから、ペーパーを配っていただいて、それに沿って、確認しながらお話が聞けたらばもっと分かりやすかった、後から配られたんですけど、最初に、配っていただいた方が、自分としては、分かりやすかったと思ったのを覚えています。

司会者

今4番さんがお話しされたうち、1点目の車のところについて少し裁判官の方から補足させていただくと、この事件では、車につかまっている被害者が、どれぐらい怖い思いをしたのかということが議論、話になるのに、つかまっている位置が車によって多分違うんですね。ドアミラーのところにしがみついたような事件だったんですけども、ドアミラーまでの高さとか大きさとかもちょっと違った車で再現実験をされていたので、被告人の車で再現すれば一番ぴったりするのになという話が出ていましたね。実際、証拠の中でも、もう車は見つかっていて、それを使って実験することもできたんじゃないかという話も多分あったかと思うんです。そこが少し印象に残ったということですか。

4番

はい、そこが残っています。

司会者

あと一つは、弁護人の中にも冒頭陳述とか弁論のときに、まずは、私の話を聞いてください、後から紙はお配りしますという形でやるほうが分かりやすいという方と、先ほど4番さんおっしゃったように、見出しだけでもいいので、それを配って、それにしたがってやったほうが分かりやすいというように、やり方が大体2パターンあって、今は割と事前に何らかの形で紙をお配りしている方が多いかと思うんですけども、4番さんの事件のときには配らずに、まず聞いてくださいということだったんですけども、弁護人の狙いと違って、ちょっと分かりづらかったかなという感じですか。

4番

そうです。

司会者

他に、何か検察官、弁護人の話し方で印象に残っているところとかございますか。

4番

私は、ちょうど稲葉検察官がいろいろと説明されたんですけど、すごく分かりやすかったです。説明の資料もそうですし、すごく滑舌もよく、話すスピードとか聞き取りやすくて、すごく分かりやすかったと思います。弁護人は、ちょっと滑舌も悪くて早口で、ちょっと聞き取りにくいところもあったんです。だから、余計に書いてあるものが欲しいって自分で思ったんだと思います。

司会者

ありがとうございます。では、5番さん、同じように印象に残っているところ、分かりづらかったなと思うところとかお話しいただけますでしょうか。

5番

評議室の中では、刑を決めるに当たっては、随分、過去の事例たくさん出していただいて、それはすごくよかったと思うんですけども、たまたま、私がこの事件で最も関心のあった中止犯、これの事例が少なかったと思うんです。そして、この事例で、過去の例を参考にしてどうなのかなと正直に思ったです。

司会者

事件の種類として、強姦を中止したのが例としてなかったということを踏まえて、弁護人も弁論のときに中止犯とはどういうものなのかとか、量刑グラフをこれから御覧いただくけども、件数が少ないので云々とか、そういう説明をされたかと思うんですけども、あのあたりの弁護人の話し方、言葉遣いとか含めて分かりやすかったかどうか、いかがでしょうか。

5番

ちょっと早口で、書類が多かったんですけども、なかなかぴんとくる感じはしなかったです。

司会者

他の事件でも若干同じようなことあるかと思いますが、法律用語をいきなり説明される場所があって、例えば、中止未遂とか、酌量減輕とかいう言葉が冒頭陳述という最初のときに、いきなり単語が出てきたので、裁判員の方がよく分からないままに、冒頭陳述が終わったんじゃないかという意見があったかと思いますが、5番さんも大体そういう感じですか。

5番

そうです。

司会者

分かりづらい説明は、最初じゃなくて、後できちんと説明を受けてから証拠見たいなという感じですか。それとも、もう少し分かりやすく、できればその言葉を使わずにやってもらいたかったなという感じでしょうか。

5番

はい、そうです。

司会者

他の審理の中で、私のほうからお伺いしたいのが、検察官が最後の論告のところで量刑グラフについて説明をしたり、あるいは弁護人の方も量刑グラフをこれから

御覧いただくんですけども、これこれに着目してくださいとかいうのを話されたことがあるかと思うんですけども、そのあたりの説明、量刑グラフとか量刑データについての双方の説明について何か覚えている方いらっしゃいますか。評議室で量刑データを見るに当たって、先にそういうのを話してもらったんで、分かりやすかったとか、何かございますか。3番さんいかがですか。何か覚えているところはございますか。例えば、重い部類に属するとか、軽い部類に属するとかいう議論をこれから始めるとは思いますけども、というような説明が2番さんとか3番さんの事件ではあったような感じがしますけども。

3番

ありましたっけ。

司会者

余り印象にはないですか。では、2番さん、いかがですか。

2番

裁判長からの説明とか、あるいは量刑関係のいろんなサンプルみたいなものを見せていただきまして、なるほどなど、いろんなパターンがあって、必ずしも危険運転致死という今回の事件、担当させていただいた事件に対してぴったり合う判例という形ではないんですけども、類推できるようなものを何件か参考としていろいろ説明していただいたということもございましたので、そういった意味では、私個人的には、分かりづらい云々ということは、なかったように記憶しております。

司会者

5番さんの事件でお伺いしたいのですが、他の事件では被害者の方が証人として法廷に出られて、どのような被害に遭ったのかというのを話されることが割と多いんですけども、5番さんの事件では、被害者の方は証人としてはお越しただけずに、供述調書という書面を読み上げて、どんな被害に遭ったのかというのを検察官が立証した事件だったと思います。検察官が調書を読んで事件の内容を知ることについて、何か分かりづらかったなとか、分かりやすかったなとかありますか。

5番

それは特に感じませんでした。

司会者

調書でも事件の様子はよく分かった感じですかね。あとは、被害者の方の実名は、法廷では全く出なかった、性犯罪なので、プライバシー保護というのがあって名前を出なかったんですけども、そのことが法廷の審理とか判決の話し合いとかで、何か影響があったと感じたところございますか。

5番

それは感じなかったです。

司会者

それでは次に、法廷に関する感想のところ、(3)のできれば見たくなかった証拠等がありましたかという点をお伺いしたいと思います。見たくなかった証拠としては、刺激的な、例えば、殺人事件だと遺体の写真とか、血がいっぱい流れているような写真とかがもしあった場合に、やっぱり見たくないなというのは人間の気持ちとしてあるかと思うんですけども、今は、そういう証拠が必要なかどうかというのをまず絞って、仮にそういう証拠が出てくるとしても選任手続のときに、そういう証拠があるかないかを含めてお伝えしているかと思っています。それぞれの事件で、そういう証拠がなければなかったで結構ですし、こんな証拠要らなかったんじゃないとか、そういうのがあれば、覚えている限りで結構ですけども、1番さんからございましたでしょうか。

1番

特には、見たくなかったとか、見て嫌な気分になったというのは、私のときにはありませんでした。

司会者

1番さんの事件だと、亡くなった後に何か死体を壊したりしたような内容もあったかと思っています。その辺の証拠で、写真とかグロテスクなものが出た、そういうこ

とはなかったんですか。

1 番

そういった気分を害するような直接的なものは、なかったです。

司会者

2 番さんの事件ではいかがでしょうか。

2 番

さほど刺激的な証拠を見せられたという記憶はありません。現実問題としては、逆に、もうちょっと、詳しくあった方がいいのかなみたいな感じを持ったことありますけども、実際には先ほども言いましたように交通事故の状況等々を事細かに説明していただいたということで、実際の事件の内容よりも被告人本人の生活パターンとといいますか、事故を起こすまでの経過、これが余りにもふざけているんで、どうなんだろうなという感じはありました。

司会者

むしろそういう、多分飲酒運転のことだと思いますけども、そのあたりは・・・。

2 番

飲酒運転そのものを日常的に繰り返しているような雰囲気が出ておまして、証人としてスナックのママさんが出てきたりして、いろんなことを言っているんですが、仕事はしない、親の財産を食い潰すと、そういうような事故に至るまでの生い立ちも含めての話をしていただいたこと自体が、ある意味事故を起こしちゃった被告人の心情とといいますか、経過を一応よりリアルにしていたのかなと感じました。

司会者

3 番さんの事件で何か見たくなかった証拠とか、もしくは、もっとこういうところを証拠として出してほしかったなとかございますか。

3 番

見たくなかったとかはないんですけども、逆に破れたズボンとかが普通に転倒

してこういう破れ方はしないよねという感じの壊れ方を，バッグとかすり傷ついたものとかを見せていただいたので，判断がしやすかったです。

司会者

そういうのは写真で見たほうが説明を聞くよりは，分かりやすかったということですか。

3番

はい。

司会者

4番さんの事件は，いかがですか。目撃者の方も証人として裁判所にお越しになられましたよね。

4番

はい，見えました。私も特に苦痛だと感じるものはありませんでした。むしろ出していただいて，分かりやすかったと思います。

司会者

5番さんの事件では，いかがですか。

5番

正直に言って，自動車内の抵抗できない状態で，もっとどぎつい写真があるんじゃないかと思ったけど，それはなかったです。かえってよかったです。

司会者

実際，姦淫自体は，中止になっているんだけども，わいせつな行為をしてしまったという事件だったので，そのあたりに，何か形跡が残るような証拠とかがあって，写真になっていたりすると若干，ショッキングかなと思いますけど，そういうのはなかったかと思いますが，あるいは私もちょうとうろ覚えですけど，包丁自体が，これ写真か何かありましたか。

5番

なかったです。

司会者

なくても被害者のお話と被告人の話の中で刃物を突きつけられたときの怖さとか、その辺は、十分理解できた感じでしょうか。

5 番

はい。

司会者

法廷の審理に関して、一通り皆さん方からお話をお伺いしましたが、検察官、弁護人のほうから法廷での審理について質問等ございますでしょうか。裁判員の方に、この機会に聞いておきたいということございませんでしょうか。よろしく願いいたします。

検察官

先ほど話題になりました、できれば見たくない証拠という点なんですけれども、例えば、今回の事件とまた別になるんですけれども、コンビニ強盗などの事件で、コンビニに設置されたような防犯カメラの映像の内容として、犯人が店内に入ってきて被害者の人に対して、暴行を加える場面が映っている映像があったとした場合に、それは見て判断したいなというふうに思われるのか、それともそういうものについては余り見たくないなというお気持ちになるのか、仮に見るとした場合には、こういうアナウンスがあった後に見るのなら大丈夫かなとか、そのあたりの率直な御意見をお聞かせ願いたいんですが、いかがでしょうか。

司会者

一般的な話ということでよろしいですか。

検察官

そうです。一般的な話です。

司会者

防犯カメラの映像があったら見てみたいのか、あるいはどういうアナウンスがあればよりショッキングにならないのかという感じなんですけど、1番さん、何かご

ございますか。

1 番

例えば、レジで包丁を持ってお金出せみたいな、そういうものであれば状況が分かるので、見てもいいかなと思うんですけど、例えば、殴ったりとか、実際に刺してしまったというような傷害の現場を見るのは、できれば私は嫌だと思います。事前に映像が流れる前に、当然、今回の事件が傷害とか殺人とかというのを裁判員は分かっていますから、その当時の映像が流れますとアナウンスしていただければ、見る側としては見るか見ないかはある程度自分で選択できるので、アナウンスがあれば流してもいいかとは思いますが、私は、基本的に見たくはないです。

司会者

2 番さん、いかがでしょうか。一般的な話ということで結構ですが。

2 番

実際問題としてそういう写真であるとか、そういったビデオであるとか映像関係を証拠として見なさいと言われれば、少なくとも犯罪として起こったこと、事実関係は、やっぱりまともに見ないと判断できないという考え方もあるかと思うんです。そういった意味では見たい、見たくないの問題ではないんじゃないかなと感じております。ただ、私がこんなこと言うのは非常に僭越でして、そういう証拠類が全くなかった裁判だったものですから、見当外れな話になるのかもしれませんが、個人的な感想としては、そのように思っております。

司会者

3 番さん、いかがですか。

3 番

普通にニュースで流れたりもしているのですが、私個人的にはむしろ積極的に見たいというか、どういう状態でそんなふうな事態になったのかというのを知りたいので、見たいですけれども、血の色とかがあると拒絶する人が周りにもいますので、そのときには見せないか、やっぱり予告はしてほしいと思います。

司会者

弁護士会の方から何か質問ございますでしょうか。

弁護士

私から4番さんにお伺いしたいんですけれども、この事件は否認事件ということで、事実関係に争いがあったということなんです、その事件のときに、弁護人の冒頭陳述、ペーパーも何もない状態で口頭で始まったということなんです、そうすると一番初めのときから分かりにくいというか、そこから始まったわけなんです、そういったことが、その後の審理だったり評議だったり、影響したことというのがありますでしょうか。

4番

いえ、そのとき分かりにくかっただけで、評議室でみんなと意見交換とかもできたので、ペーパーがなかったことで特段の影響はなかったと思います。ただ、実際にはその場できちんと理解するのがちょっと難しかったところがあります。

弁護士

ありがとうございます。

裁判官

審理が少し分かりにくかったという御指摘があったところで、なるほどなと思っただころを少し感想めいたことになるんですけども、1番さんの事件でエピソード、ポイントみたいなところを聞いたので、分かりにくかったということですけど、検察官、弁護人はあらかじめ証拠を全部見ているので、ぽんとポイントを聞いてもどこの位置かというのは分かるんですけど、初めて聞いていると時系列じゃないとなかなか頭に入ってこないところがあって、さっきもこの話あったけど、どっちが先だったかなということが結構ありました。翻って、自分の反省も含めてなんですけど、裁判、証人尋問をする前にある程度前提となる書類や写真を先に取り調べるのが伝統的な面でもあったんですけど、証人に聞かないで書類や写真が先に出てくると、何でその証拠があるのかが分からない証拠が結構あって、皆さんがおっしゃっ

ているのはそういうところもあるのかなと、今、証人尋問の中で、初めてそこで証拠を調べて、この写真は何とかですかとかやっていくと順番に追っていきけるというのものもあるのかなと思って、そんなこともちょっと今考えています。恐らく何人かの方が御指摘になったところは、全部分かっている、意味が分かるけど、やっぱり初めて聞くときには順番に、時系列に、やったほうがいいのかかなと思って、こちらも今そこをうまくやれたらいいなということをちょっと考えていて、そんな感想を抱きましたので、御指摘踏まえて考えていきたいと思っています。

司会者

それでは、話題事項3の点、評議に関する感想、意見に移らせていただきます。(1)、(2)ありますが、特に区別せずに、実際に評議に参加されての感想や意見をお話しいただきたいんですけども、事後的なアンケートだと数字上は割と評判がよくはなっているんですけども、必ずしも実情はそうではないんじゃないかと思えますし、せっかくの機会ですので、裁判官に対してもこういうふうにもう少ししたほうがよかったとか、あるいは細かいところでも結構なんですけど、アンケートの中には休憩が少し長過ぎたとか、声が小さいとか、いろいろありましたけど、感じたところを結構ですので、1番さんのほうからお話しいただいてもよろしいでしょうか。

1番

評議の時間、私が担当したのが殺人だったというのもあると思うんですが、やはりなかなかその日にいろんな方のお話を聞いて、2日目ぐらいから実際評議が始まったと思うんですが、雰囲気的なものはやはりちょっと重かったです。お話を聞いて、じゃどうなのという、要は理解するところから始まったんで、なかなか難しいなというのはすごく感じました。殺人というものをどのように裁判員としてやっていけばいいんだろうというのが最初の印象でした。あとは時間的なことでいうと、一杯取っていただいたんだと思うんですが、もうちょっとだけお時間いただいてもよかったのかなということは感じました。休憩時間は、確かに少し長かったように

も思います。

司会者

ちょっと話し合いから離れて落ちついて考える時間が欲しかったとおっしゃる経験者の方もいらっしゃるって、そういう場面もやっぱりあった感じですか。

1 番

意見を皆さんで決めて最終的な判決といった形ですんですが、みんなの意見を聞いた上で、やはり自分もちょっと考える時間が欲しいなというのは思いました。

司会者

では、2番さん、いかがでしょうか。

2 番

私が担当させていただいた事件については、他の方の事件と比べますと、例えば、男女間のもつれとか、人間関係のごたごたとか、そういったしがらみみたいなものというのは、全くなかったんで、現象そのものを追っていくというパターンだったかなと思いますけれども、実際に被告人にはいろいろ事情があるといいながらも、先ほども言いましたけど、被告人のやったことは背景に照らし合わせても、ちょっと単なる交通事故じゃない。危険運転致死という言葉で重く感じることはあるかもしれませんが、言ってみれば逆の意味でいうと周りを見失ったんだなという感じだったかと思います。それと、先ほど来言っていますが、判決に向けての話し合いの中で、他は分かりませんが、私が経験させていただいた中では非常に分かりやすく、時間もそんなに、長いか短いかという判断はできませんので、比較的それなりの対応はできたのかなと思っております。それから、本音を言えば、ややこしい殺人事件等じゃなくてよかったなと思います。

司会者

殺人事件だと実際の法廷、証人の話聞いて評議室に戻るときに皆さんが結構沈んだ感じになるような事件もありますけども、2番さんの事件は、雰囲気的にはそこまでではなかったという感じですか。

2番

割と被告人そのものがあっけらかんとして、下は向いていましたけど、そういった意味でこいつ何だろうなと最初は感じたのも本音といたしますか、ただ、被害者の家族の方が相当深刻だったというのは感じました。

司会者

3番さん、いかがでしょうか。

3番

最初も言ったように、殺人事件でもないし、重体でもないし、重傷でもなかったということで、被害者の方には大変失礼ながら、結構参加したみんなのほっとした雰囲気もあって、最初から結構打ち解けた感じで、さらにムードメーカーみたいなすごくマイペースな女性がいらっしゃって、その方がちょっと喧々囂々みたいになったときでもほっとさせてくれたので、話し合いの場としてはすごくよかったと思います。ただ、やっぱり、休憩時間が頻繁で長かった。その分をもっと短くして早く帰らせてくれたらうれしいのになと思いました。

司会者

今の休憩時間は、評議、話し合いの休憩ですか。

3番

はい。

司会者

結構議論が白熱すると1時間ってあっという間に経ってしまって、もう1時間なのかという感じの雰囲気になっていたかと思うんですけども、その反面で知らず知らず集中してしまって疲れるんじゃないかなとも思われるので、割と頻繁に1時間に1回ぐらいはA合議体でも休憩をとっていたかと思うんですけど、やっぱり、若干とり過ぎでしたか。

3番

ちょっととり過ぎかなと思いました。

司会者

評議の中で、判断が難しいなって思われたところを何か覚えていらっしゃるでしょうか。

3番

判断は本当に難しく、いつかの犯行がある中で、どっちが重いとか、すごくあやふやで、それが判断つかなくて、もっと明確に分かる表みたいなのがあればうれしいのになとは思いました。

司会者

逆に言うと、裁判所のほうからこっちのほうは絶対重いですよとか決め打ちをしないで、皆さんで議論しながら本件の重みづけを議論していったという感じですか。

3番

はい。

司会者

4番さんはいかがでしょう。休憩とかを含めても結構ですし、分かりづらかったところがあるかどうかなんですけども、評議の進め方についても何か御意見いただければと思いますが、いかがでしょう。

4番

私は、すごく分かりやすかったです。多分、分かりにくいだろうなって予測して、あらかじめこれはこういうことなんですよって丁寧に説明してもらったし、言葉も私たちが一般的に使うような言葉で説明してもらえたことですごく自分では分かりやすく解釈できました。ペース配分なんですけども、自分のはのんびりしているので、評議をした後にちょっとみんなと雑談して、あれはどうだよねという軽い意見交換もできたので、時間の割り振りはあのぐらいが私にはちょうど良かったです。実際、法廷の中で自分が分かんなかったり、解釈の仕方が曖昧だったところをみんなとディスカッションしたり説明を聞いたりとかで、ああ、そういうことなんだというふうに自分で納得して話し合いに参加できた。分からないで参加したところはなく、

自分が疑問に思ったことは気軽に聞けたし、すごくよかったです。

司会者

今のことに関連して、3番さんの事件と4番さんの事件では、結論としては両方とも同じ執行猶予付きの懲役3年の保護観察つき、5年間執行猶予だったんですけど、冒頭陳述、手続の最初の段階で、4番さんの事件は最初から弁護人が目指すゴールは執行猶予なんですというのが明示されていたと思いますが、3番さんの事件のときにはそれはなかったかと思います。多分、ゴールははっきりしていたほうが審理もついていきやすいのではないかと想像はしているんですけども、何を狙っているんだというのが分かりやすかったかどうかというのはいかがですか。狙っているものが何となく雰囲気として伝わっていれば別なんだろうけども、執行猶予を目指しているというのは途中から話として出てくるのがよかったのか、それとも最初から執行猶予にできるような事件かなと考えながら見るのがよかったのかですけども。

3番

まず、余り執行猶予にとらわれずに事件だけを見れたという点がよかったと私は思っています。

司会者

5番さんの事件はいかがですか。評議、雰囲気、判断難しい点含めていかがでしょうか。

5番

評議室においては、全員意見が、十分言えたと思います。少数意見の方もそれなりに意見が言えました。3人の裁判官が、すごくそういうリードというんですか、上手で、雰囲気づくりがとってもよかったと思います。

司会者

余り褒めてばかりもあれなんですけど、中止犯のところ、なかなか説明を十分に御理解いただけたかなって、若干自信がないところもあるんですけども、その辺

いかがですか。評議，中止犯あるいはそれを踏まえた刑を決めるについて，何かここを改善したほうがいいんじゃないかなとかございますか。

5 番

先ほど言いましたように，前の事例が少なかったことと，中止犯については時間の配分が少し欲しかったなという感じがします。

司会者

中止したことでどれぐらい軽くなるかとか，その辺をもう少しゆっくり考えたかった感じですか。

5 番

はい。

司会者

評議に関して，検察官，弁護士のほうで何か質問等ございますか。

検察官，弁護士

特にございません。

司会者

それでは，話題事項3については，これぐらいにさせていただき，話題事項4の裁判員の負担についてお話しさせていただきたいと思います。各裁判員経験者の方のお立場，仕事持たれたり，家族がいらっしゃったり，いろいろあるかと思いますが，いずれにしても，日程調整でかなり御苦労されたかと思います。時期にしても，特に2番さんの事件はゴールデンウィークの直前ぐらいですかね。

2 番

4月21日ですから直前です。

司会者

その辺で何か苦労されたところとか，より一般の方が参加しやすくするために，ここ変えたほうがいいんじゃないかと，ここは，本当に自由におっしゃっていただきたいなと思います。先ほど，休憩時間についてもアドバイスいただきましたけど

も、日程調整、まず選任手続があつて、実際に法廷が始まつて、何日コースでやるというところがありました。毎日連続でやった事件と、間に休みの日が入った事件があるかと思うんですけども、審理の途中で休みが入ったほうがよかつたのか、続けてやったほうがよかつたのかも含めて御意見いただければと思います。5番さん、いかがですか。

5番

私の場合、年齢的に自由な身なんです。それで、特に、日程の調整は必要ないです。

司会者

5番さんの事件は連続でやりましたか。

5番

そうですね。

司会者

判決が月曜日に回つた感じですよ。審理自体を続け、話し合いも続けて、特にきつくはなかつたですか。

5番

はい。

司会者

連続したほうがよかつた。

5番

私はそう思います。

司会者

先ほど1番さんのお話だと、ちょっと考える時間というか、タイミングも欲しいなという話がありましたが、5番さん、実際、自分で経験されてみていかがですか。若干、飛び飛びでも、考えながら少しやって休んで、やって休んでのほうがいいのか、その辺いかがでしょうか。

5番

それは、勤務をしている人からすると、やっぱり集中したほうがいいんじゃないかと思います。

司会者

緊張する期間がずっと長くなるよりは、ぎゅっとやって、日程調整したほうがいい感じですかね。4番さん、いかがでしょうか。

4番

私は、間に土日が入ったと思うんですけど、ありがたかったです。主婦なので、毎日毎日出てしまうと、やっぱり家のことがお留守になってしまうので、5日間続けではなくて、間に日にちが入ってくれて、自分は調整しやすかったです。職場のほうでもすごくみんな協力的で、出てきやすかったです。理解がある職場で、すごく感謝しているところです。

司会者

3番さん、いかがでしょうか。

3番

私は自由業なので、予定を幾らでも自分でというか、先生が予定を切り詰めてやってくれば、アシスタントの私は自由に決められた締め切りの中でできるので、幾らでも調節できるから、よかったんですけども、やはり、お勤めされている方だと飛び飛びに休むというのも大変なのかなと思うので、一気にやったほうがいいのかなと思いますし、あと、若干、遠くから来られている方とかが朝の時間がどうしても合わないとか、あと、帰りがどうしても遅くなってしまうとかというのがあったので、朝は仕方がないにしても、夜はもうちょっと早く帰れるように調整して欲しかったなというのがあります。私自身も最寄駅までは行けるんですけど、最寄駅から自宅まで行くバスがほとんどないので、毎日、家族に迎えに来てもらっていて、それがやっぱりちょっと家族に負担をかけちゃったかなというのがあるので、田舎だから、バスの時間とかも難しいんですけど、もうちょっと、頻繁に公共の乗

り物が乗れる時間にして欲しかったというのがあります。

司会者

裁判員さんが選ばれる前にスケジュールを組んでしまっている関係上、例えば、午後4時に終わるスケジュールを組んでいたところ、午後4時だと遅くなってしまいう方が出てしまうこともあるので、申し訳ないことと思います。今後は、そういった御都合も伝えていただいて、なるべく、今日は早目に終わらしましょうという形でやれる日については、そのようにやっていきたいと思っています。2番さん、いかがでしょうか。

2番

私の場合は、時間をもてあまし始めてちょうど半年くらいの時期だったものですから、特に日程云々で苦労したとか悩んだとかということはございません。ただ、これが10年前だったら出ること自体がまず無理だったのかなと、月に1、2回は徹夜でしたし、半年間全く休みがなくてなんていうことをやっていましたから、そういった意味では、タイミング的には非常によかったなと思っています。あと、参加しやすくなるための改善点云々という話もございしますが、実際には、我々の一般の者は、裁判そのもの、あるいは法律に触れる内容といいますか、いわゆる経験がほとんどない、言葉そのものも余り聞いたこともないということになりますので、日程的にどうこうという以前に、裁判員という言葉に対して、裁判ってどんなふうにするんだろうなどと、そこから始まりますから、そういった意味では、日程はばらばらというよりは、集中的にやっていただいたほうがいいのかと感じております。いろいろ言葉なりなんなりをその都度教えていただきながらやるということになれば、間に休みが入ると忘れちゃうということもありますので、集中的にお願いできればと私自身は感じました。

司会者

実際に私が証人尋問をやっていても、証人さんのお話を聞いて間があいてしまうと、どうしても忘れてしまうことはあるんで、集中してやったほうが良いと思う

一方で、体力的に例えば4日連続、5日連続になると結構体がきついなと思うこともあるんですけども、スケジュール的にその辺いかがですか。

2番

4、5日、一週間ぐらい連続したところで、24時間連続じゃありませんから、そういった意味では、私個人的には余り苦にはならないです。今までが今までなんで、そういう仕事の仕方をしてきたということを考えれば、4、5日の連続あるいは時間、午前9時から午後5時までというのが、5日間なり一週間なり続いたところで、余り私個人的には苦になりませんねと言うしかないです。

司会者

1番さん、いかがでしょうか。参加しやすくするための改善点とかも含めて、あるいは御自身の日程調整でこういうことをちょっと考えて欲しかったなどかがあったら話していただきたいんですが。

1番

参加しやすくするためということなんですけど、私のときは、土日を挟んで火曜日から月曜日までの5日の日程だったんですが、たまたま、土日に仕事が入ってなかったんで、大丈夫なんですけど、できれば、先ほど、時間が欲しいと言ったんですけど、5日間であれば月曜日から金曜日までで押さえていただきたいです。一日の日程のうち時間を1時間とか、あるいは休憩時間を若干短めにさせていただいたりという細かいところで調整していただいて、一週間のうちの月曜日から金曜日までということであれば参加しやすいのかなという気はしました。あとは、日程調整については、最初は、候補者として裁判所に来たんですけど、変な話、選ばれるかなという予感といいますか、そういったものがありましたんで、職場のほうにも、もしかしたらその日は選ばれるかもしれませんので、調整のほうをお願いしますって先に言っておきました。そして、運よくといいますか、裁判員に選ばれましたので、日程調整のほうは問題なくできました。

司会者

1番さんの働いていらっしゃるところでは、裁判員制度ということ自体には、大分理解が進んでいるというか、そういう感じですか。

1番

そうです。かなり理解がありまして、国民の義務といたしますか、ですからそういうのは参加しなさいというふうに上司のほうから言われました。

司会者

制度自体が始まって6年ということなのですが、最初のころにはかなりPR活動もして熱気があったんですけども、最近はだんだんと冷めてきちゃった、新鮮さがなくなってしまって、忘れ去られようとしているんじゃないかという心配も若干はあるんです。実際に5番さんは選ばれる前に裁判員制度というもの、こういうものがあるなってお分かりだったのか、当たってから初めてやらなきゃいけないんだと思ったのか、いかがですか。

5番

制度そのものがあることは十分理解していました。ただ、まさか自分が選ばれると思っていませんでした。

司会者

4番さんはいかがですか。PRについてはいろんな説明会とかを裁判所とか検察庁、弁護士会でやっているんですけども、身近で裁判員制度が話の話題に上るといふのは、余りなくなっている感じですか。

4番

そうですね。ないです。自分が選ばれたときに、選ばれちゃったって自分が言って話をしたのが最初だったと思います。その後も、裁判員になったという話を初めて聞いたという人ばかりで、実際になっている人いるんだねというふうな感じでした。言葉は知っていて、制度は分かっていますけれども、実際にどうかというところになると遠いかな、余り、浸透していないかなという印象です。

司会者

こういうことやったほうがいいんじゃないのとか、何かアドバイスを。

4番

インターネットのフル活用で、若い方からある程度年配の方まで、取り込んでいくというのはどうでしょうか。もっとPRしてもいいと思います。

司会者

3番さん、その辺いかがですか。事前に裁判員制度のことを関心持たれたというのは聞いていますけども。

3番

職業柄、報道機関の記者さんにお会いすることもあるんですけど、そのときにみんなこぞって言うのが、選ばれた人を初めて見た、そういう方たちですら本人にも当たらないし、当たった人を見たことがないらしいので、やっぱり知らないのかなと。ただ、選ばれることになって、ネットで調べたときに、おもしろいブログを書いている方が結構いらしたので、そういう方に許可をとって、リンクとか拡散じゃないですけど、こんなちょっとおもしろい感じなんだよとかいうのはありなのかなと思います。あと、さっきの(2)番の参加しやすくするために改善したほうがいいところなんですけれども、やりたいという人も結構いると思うので、ちょっと立候補もある程度募ってもいいと思います。補充裁判員になった方がすごく積極的で、最後の判決を決めるというときにここまで来て評決に参加できないのがすごく悔しいとかおっしゃっていたので、そういうのもありというか、考えていただければと思います。

司会者

補充裁判員さんの話は本当そうですよね。実際やりたい、本当は裁判員でやりたかったという方は割と多いです。おか目八目じゃないですけど、結構冷静な目で見られることもあって、本当に今度は裁判員でやりたいという方も結構いらっしゃいますかね。分かりました。

最後に、これからなられる方に、できれば背中を押すようなメッセージをそれぞれ

れからいただきたいと思います。1番さんからよろしいですか。

1番

物事に対して、やはり自分の考えというのは、今まで一個しか持っていなかったんですけど、今回、裁判という形で事件を通して、事件を被告人の弁護人の立場と検察官という立場、それぞれの意見を聞いたことによって、物事の見方がさまざまな方向から見ることができるんだなということがためになったので、これからの人生を生きていく上で経験になっていくのかなということで、ぜひとも、裁判員裁判を経験されたほうがいいかなと私は思います。

司会者

2番さん、お願いいたします。

2番

似たような話になっちゃいますけども、結果的には、ふだん使っていない言葉が飛び交う裁判所というイメージが結構強いかなと思うんです。比較的日常の言葉そのものを検察官の方、弁護人の方、裁判官の方、皆さんが意識的にそういう雰囲気をつくっていただいて、とにかく、我々一般の者は、なかなか理解しにくいということをよく理解していただいた上で、進めていただければなと思います。私の場合は、今、佐藤裁判長がいるからという意味じゃありませんが、非常に分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございます。3番さん、お願いいたします。

3番

ただ単純に本当に難しくないから、機会があったら参加したほうがいいよと伝えたいです。

司会者

4番さん、お願いいたします。

4番

私も皆さんの意見と同じで、絶対に得るものがありますから、もし選ばれたら積極的に参加してくださいって伝えたいです。

司会者

5番さん、お願いいたします。

5番

自分たちが思っている以上に、裁判官、この司法の場は、すごく自由闊達な意見が言えるので、積極的に参加すると思います。

司会者

それでは、記者の方の質問を受けてからにさせていただきます。よろしく願いいたします。

読売新聞

読売新聞の記者です。本日は、どうもありがとうございました。私からは質問が二点あるのですが、まず一点目、今回、裁判員として参加されて、皆さんで評議をされた結果出された判決、量刑などについてさまざま議論し合った上で、判決が出ているかと思うのですが、裁判の冒頭で抱いていた自身の心証と大分議論の過程の中で変化、当初抱いていたものとギャップが出てきた、変化してきた方もいらっしゃるかと思います。その中で、最終的に出た判決などに対して、皆さん納得できたのか。納得された理由としては、やはり十分に議論したからだと言えるのかどうか。あるいは、もしギャップが出てきて、最終的に今でも割と納得できない部分、ここの部分もう少し議論をしたかったという部分があった場合、なぜ、その部分が議論し尽くせなかったのかといったものについて、原因などを分析されていられれば、お話を伺えればと思います。

司会者

その質問だと、どうしても心証を話すことになってしまうので、ちょっと答えを差し控えさせてもらってよろしいですか。

読売新聞

質問の仕方が適切でなかったのかもしれないですけど、こちらとしては特に評議の中では十分に話し合われた中で、例えば、リードされてしまった部分があるとか、誘導されてしまった部分があるとか、そういった自身が抱かれたギャップというのは特に存在はしなかったのかということを知りたいのですが。

司会者

3番さん、いかがですか。

3番

そういうのは特になく、リードとかは、ゴールみたいなのは見えているわけじゃなくて、話し合いから冷静に、これについてはこうなんじゃないかってみんなで議論し合っていて出た結果なので、誰かの意見に偏るとかいうことは一切なかったです。

読売新聞

十分に話し合われたということですか。

3番

はい。

司会者

A合議のほうはいかがですか。正直なところで何かリードされちゃったんじゃないかなとか、4番さんとか感じたところないですか。

4番

私は、そういう印象は全然なかったです。自分の疑問に対しては説明とかがあったし、みんなが本当に公平に、対等に意見が言えるような環境だったので、私も、もちろん自分の意見を包み隠さず言える雰囲気だったので、十分に思っていることを言って、十分に話して、私たちの事件については結構時間的な余裕があったと思うんです。なので、納得できる結果でした。

読売新聞

二点目の質問なんですけれども、お話を伺う中で、例えば裁判員になられる前は

見たくない証拠とかも目にしてしまうのではないかとか、そういった不安があった中で、実際にはそんなことがなかったというような内容だったかと思うんですけども、参加される前に懸念していた事項は、実際やってみてその後解消されたのか、あるいは、不安に思っただけで、実際はそれを避けることができたというような形で事例などがあれば、今後、裁判員に参加される方にとっても同様に勘違いしていたけれども、実際はそんなことがなかったという事例になるので、ぜひそういった経験がありましたら伺えればと思います。

司会者

私も伺いたいなと思ったんですけど、1番さんからいかがでしょうか。

1番

殺人という事件をやるに当たって、実際死体であったり、中身までは分かんなかったんで、凶器みたいなものを見せられるのかなと思っていたんですけど、実際、そういった証拠書類であったり写真とかも特に見なかつたし、最初のほうにそういったものは今回ありませんよと言われてたんで、その点についてはすごくほっとしました。

司会者

選任のときですね。選ばれた場合に御覧いただく証拠の中にはそういうのはありませんというアナウンスがあったということですか。

1番

そうです。

司会者

2番さん、いかがでしょうか。やってみたらイメージが変わったかどうか、その辺も含めて。

2番

イメージ云々ということよりも、先ほど来、言っていますけども、検察官、弁護人の方、それぞれが相当細かい分析をしながら資料づくりをして、分かりやすくま

とめていただいているというようなこと、要するにいい、悪いは別にしまして、判断しやすいような形に私が担当した事件に関してはなっていたので、そういう意味では大変なお仕事だなということを感じたのと、もう一つは、先ほど来、誘導云々という言葉がございますけども、我々素人が、言葉は非常に悪いんですけども、言ってみれば、全くの素人が5人、6人集まって、話を進めるということにつきましては、見当違いの方向に行きかねない部分もあるし、あるいは感情的な部分を一方的に出してくる方もいるだろうし、いろんなことが考えられるんですけども、ある程度のリードはしていただかないと話が進まないんじゃないかなと思います。昔、ある会議で参加者がみんなばらばらなことを言い出して、結果的にまとまらなかったという経験をしたことがありますので、一方的な誘導は困りますけど、それなりのちょっとした参考意見としての誘導は必要かなとっております。

司会者

3番さん、いかがでしょうか。

3番

たくさんの事例を見てきている裁判官と我々一般人だと、やはり程度が違うというか、その件は私たちだと十分ひどいよと思うんですけども、たくさんの事例を見てみるとその中では軽いほうだよねというのがあったりとかするので、それをすり合わせられるという意味でも裁判員裁判はいいのかなと話し合いをしていました。

司会者

4番さん、いかがでしょうか。

4番

過去の判例というのを参考にするということの意味ということを説明してもらって、意見を述べた後に実際こういうことを参考にすることが公平性を保つということでもっとも大事だということを説明があって、そういうことを踏まえた上で、誘導ではなくて、そういうことを自分たちに教えてもらった上で自分たちが判断する

材料をいろいろ提示してもらえたというところでは、それは私は誘導とかというふうにはとっていない。選択肢の一つ、また参考というふうに捉えました。

司会者

5番さん、やってみる前とやった後で裁判員制度に対してイメージがどう変わったかというところで何かございますか。

5番

イメージ的には、誰もがそうだと思いますけども、新聞報道、テレビ、裁判を随分と細かく見るようになりました。評議のことに関しては、時間があつという間に1時間過ぎるという感じで、すごく皆さんが活発に意見が言えました。十分よかったですと思います。

司会者

世代とか性別も違いますし、社会の中でのいろんな立場の人が集まって話をするという経験は、いい経験ではありましたですか。いかがでしょうか。

5番

私は年齢的に一番高いんですけども、それぞれの世代の方の参考意見がすごくよかったです。

司会者

それでは、これで話題事項については、各参加者の方からお話を伺いましたので、最後に、検察官、弁護士、裁判所から一言お願いいたします。

検察官

本日はありがとうございました。ふだん仕事をしている中で、裁判員の方と直接お話をする機会というのがないものですから、このような機会をいただけてすごくありがたかったです。検察庁に帰りまして、情報共有をしてより良い立証活動に役立てていきますので、本日は本当にありがとうございました。

弁護士

本日はどうもありがとうございました。先ほどもお話ししましたとおり、このよ

うな経験が初めてでしたので、直接、裁判員を経験された皆さんからお話を伺えて、本当によかったと思います。弁護人としてやはり基本的なところ、話し方の問題もそうですし、資料の示し方であったりとか、そういうことを今後の参考にしていただければいいなと思います。本日は本当にありがとうございました。

裁判官

本日は本当にどうもありがとうございました。6年、もうすぐ5月で裁判員制度が始まってから7年になろうとしていまして、審理のあり方とか評議のあり方等について皆さんからいただいたアンケートなどをもとに、できるだけそれをやってみようということで努めてきたつもりなんですけど、本日、お話を聞いてまだまだ至らないところばかりで精進が足りないなと痛感した次第でございます。こうやってお時間をとって貴重な御意見いただきましたので、これを絶対に無駄にしないように、裁判所だけじゃなくて、これからも検察庁と弁護士会ときちんと話し合っ、制度の改善をして、また、皆さん来ていただいたときに、ああ、あのときより良くなったと言われるように頑張りたいと思っています。

司会者

それでは、これをもちまして、5回目の意見交換会を終わらせていただきます。きょう、御指摘していただいた内容、褒めていただいたところもあったんですけども、まだまだ法曹三者、至らないところありますので、本日の話を踏まえて、より良い制度、2回やりたい、3回やりたいと言ってもらえるような制度にしていきたいなと思います。本日はどうもお忙しい中、ありがとうございました。